

令和4年7月22日

学生、保護者等の皆様へ

高知工業高等専門学校長

井瀬潔

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第三十九報）

新型コロナウイルス感染症対応に関し、本校における感染拡大防止の観点による課外活動時の注意事項、夏季のマスク着用の考え方や、国内における外国人受入れ拡大、海外渡航の緩和措置に伴い、以下の措置をとることとしましたのでお知らせします。

なお、今後状況が変わり、皆様へ何らかの連絡がある場合は、その都度、学校ホームページやGメール・さくら連絡網で連絡をする予定です。隨時、確認するようにお願いします。

- 基本的な感染防止対策（「不織布マスクの正しい着用」「3密の回避」「十分な換気」「手指消毒」）を徹底してください。
但し、熱中症のリスクが高くなる夏季（9月30日まで）におけるマスク着用の考え方については次の通りとします。

■夏季の学校生活におけるマスク着用が不要な場面について

- ・ 屋内で他者と2m以上の距離があり、会話をほとんど行わない場合
- ・ 屋外で他者と2m以上の距離がある場合
- ・ 自転車、バイクによる登下校時、屋外で他者とすれ違うことはあっても、会話をほとんど行わない場合

但し、前述のマスク着用が不要な場面であっても、本校通学用バス、公共交通機関を利用する場合、更衣室での更衣、準備や片付け、ミーティングや集団での飲食の際はマスクを着用すること。

また、寮生活（登下校時を含む。）や、宿泊を伴う集団生活時においてもマスクの着用を徹底すること。

- 健康観察記録については、これまで通り毎日、web健康観察記録フォームへの記録を徹底してください。

○ 課外活動の留意点

「平日2時間程度まで、週休日等3時間程度まで」とする。

- ・活動場面以外では、マスクを必ず着用すること。
- ・部室や更衣室では密を避けるとともに、滞在時間を短時間とすること。
- ・昼食を挟まないよう、活動時間を工夫すること。
- ・大会参加時に食事をとる際は黙食を徹底すること。
- ・更衣室での会話は控えること。
- ・その他、手指消毒等、十分な感染防止対策を講じること。

○ 海外渡航（海外留学、学会、海外インターンシップへの参加など学校活動に関するもの、留学生については帰国に伴う学寮外泊届など学校に届け出するもの）については、まず、学生課総務・入試係にご相談ください。

なお、本校の海外渡航の実施判断は、別表1「海外渡航及び滞在の実施基準（危険情報カテゴリー）」及び別表2「海外渡航及び滞在の実施基準（感染症危険情報カテゴリー）」のうち、高い方のレベルの実施基準により行います。

○ 国内の旅行（私事及び学会参加等含む）や県外への移動については、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動してください。発熱などの症状がある場合や体調が悪い場合は、他県との往来を控えてください。

○ 「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」との往来は極力控えていただき、感染防止対策（健康観察、マスク着用、3密の回避など）を徹底してください。

○ 県外から高知県に移動した場合は、高知県に帰着した日から1週間は「行動記録票」により自身の経過観察等の自己管理を徹底するようお願いします。必要に応じて提出を求める場合があります。

○ 本通知と併せて、厚生労働省HPによる「新型コロナウイルス感染症について」、内閣官房HPによる「基本的対処方針に基づく対応」を確認してください。

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・基本的対処方針に基づく対応（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/emergency/>

○ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合（家族の感染、濃厚接触者となった場合を含む）は、直ちに下記に連絡してください。

- ・平日(8:30～17:00)：担任及び学生課学生係（088-864-5625, 5626）
- ・土日祝日、時間外、夜間：守衛室（090-8974-5484）

○ 上記の事項のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、日常生活において厚生労働省が公表している「新しい生活様式」を積極的に実施くださるようお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

【お問い合わせ先】

授業等に関すること	…… 学生課教務係（088-864-5622, 5623）
課外活動、奨学金等に関すること	…… 学生課学生係（088-864-5625, 5626）
入寮等に関すること	…… 学生課寮務係（088-864-5506）
海外渡航に関すること	…… 学生課総務・入試係（088-864-5644）

別表1

海外渡航及び滞在の実施基準（危険情報カテゴリー）

外務省海外安全ホームページ		本校の実施基準	
		学生	
危険情報カテゴリー	危険情報カテゴリーの説明	渡航前	渡航中
レベル1：十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	教務主事室が当該学生及び保護者等を交え事前協議し実施の可否を決定	教務主事室が当該学生及び保護者等を交え協議し継続の可否を決定
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則中止 但し、やむを得ず渡航及び滞在する必要があるときは、教務主事室が当該学生及び保護者等を交え事前協議し実施の可否決定	原則直ちに帰国 但し、やむを得ず渡航及び滞在する必要があるときは、教務主事室が当該学生及び保護者等を交え協議し継続の可否決定
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	中 止	直ちに帰国
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。		

※ この実施基準について不明な点や質問がある場合は、学生課総務・入試係（088-864-5644）までお問い合わせください。

別表2

海外渡航及び滞在の実施基準（感染症危険情報カテゴリー）

外務省海外安全ホームページ		本校の実施基準	
		学生	
感染症危険情報カテゴリー	感染症危険情報カテゴリーの説明	渡航前	渡航中
レベル1：十分注意してください。	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	教務主事室が当該学生及び保護者等を交え事前協議し実施の可否を決定	教務主事室が当該学生及び保護者等を交え協議し継続の可否を決定
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に関し、その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則中止 但し、やむを得ず渡航及び滞在する必要があるときは、教務主事室が当該学生及び保護者等を交え事前協議し実施の可否決定	原則直ちに帰国 但し、やむを得ず渡航及び滞在する必要があるときは、教務主事室が当該学生及び保護者等を交え協議し継続の可否決定
レベル3：渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	中 止	直ちに帰国
レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に関し、その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。		

※ この実施基準について不明な点や質問がある場合は、学生課総務・入試係（088-864-5644）までお問い合わせください。